

ランと法律（その2）

夏井高人

4. ランと関係する国際条約

ラン科植物（Orchidaceae）は、全世界の植物種の中で約2割を占めていると言われてい
ます。現実に全ての種類の植物を数えることのできる人は誰一人として存在するはずがな
いので、概数というしかありませんが、それにしても大きなファミリーであることには間
違いありません。

他方で、ラン科植物は比較的最近進化を始めた植物であるとされており、そのために既
に条件の良い場所を占領してしまっていた植物種で増えることができず、比較的厳しい環
境など他の植物があまり存在しない環境で生育できるタイプのものが生き残り、多様に
変化したと言われていいます。多種多様な植物が生存競争を繰り広げている地上では
なく樹上や岩の割れ目などで生きることを選んだラン、かなり寒い高山で生きるラン、
あるいは、しばしばかく乱があつて地上部が破壊されやすいためすぐに成長し自家受粉
により受精して種子をばらまくことができるようになったラン、光の乏しい常緑樹の林
床で菌類などに寄生することにより光合成なしでも生きていけるようになったランな
ど、様々なものが分化し非常に多様な生態を誇っています。

そのため、特定の種類のランが生育可能は比較的限られています。その自生地が破
壊や汚染などによって失われると、ある種に属するラン全部が簡単に絶滅してしま
うことがあります。例えば、狭い渓谷のごく一部の限られた場所にしか自生してい
ない野生ランがあるとして、その渓谷全体が大きなダム建設によって水没してし
まったというような事例を考えると理解しやすいでしょう。

こうした特殊な環境に適応して進化してきたラン科植物の中には、観賞価値とし
ては非常に乏しいか皆無に等しいものであつても、植物種としては極めて希少で
重要なものが決して少なくありません。自生地の環境さえ維持できればこれか
ら先何千年でも世代交代を重ねるかもしれないランが、自生地の破壊や汚染によ
って失われることはとても悲しいことです。

他方で、ラン科植物の中には非常に美しい花を咲かせるものがあります。例え
ば、カトレア族（*Cattleya*）、パフィオペディラム属（*Paphiopedilum*）そし
てアツモリソウ属（*Cypripedium*）に属する植物などがその代表例です。

そうした美しい花を咲かせるランは、観賞価値が高いがゆえに商品としての交
換価値（流通価値）も高く、しばしば濫獲されてきました。そのような濫獲によ
って、自生地絶滅となつてしまつたものや、完全に絶滅し世界中で1個体も存
在しなくなつてしまつたものなどが結構多数あります。売れもしないのに1
個体残さず濫獲してしまう業者や、育てるこ

ともできず捨ててしまうことになるのに無思慮に目いっぱい採取してしまう人々などによって、日本でも数多くのランが自生地から消えてしまっています。このような場合、種それ自体としては非常に強く、栽培可能で、増殖苗が多数流通しているとしても、自生の野生種は絶滅してしまっているということに留意しなければなりません。

植物の「山どり」という行為の適法性・違法性については、「ランと法律（その1）」でも触れたとおりです。その中には、適法行為として自由にできる場合（土地の所有者が自分の所有する土地に生えている植物を採取する場合など）とそうでない場合（他人が所有する土地に生えている植物を採取する場合など）とがあります。

しかし、窃盗罪が成立するかどうかという意味で仮に適法行為であったとしても、無制限に採取や処分を許してしまうと、種の絶滅を招いてしまうことがあります。例えば、私有地に生えているランの採取は、原則として所有者の自由です。しかし、その私有地がそのランの唯一の自生地だというような場合、その私有地にあるランを1個体残さず採取してしまうと、それと同時に、そのランが自生絶滅となってしまうことがあります¹。

このようなことから、国際条約によって、ラン科植物の取引については特に厳重な保護が求められるようになりました。「ワシントン条約（CITES）」や「生物多様性条約」がその代表例です。ワシントン条約は、特別に保護すべき種を指定し、その取引を規制・禁止することを命ずるものです。また、生物多様性条約は、保護の必要性の高い種について、採取等を禁止する一方で様々な保護措置を講ずることにより、自生地での絶滅を阻止しようとするものです。

また、菌類への依存関係（共生関係）が強いランや、特殊な環境条件（低温多湿の気候といった気象条件、綺麗な流水のある湿地といった生育環境など）に適応し過ぎて他の場所では全く生育できなくなってしまうランなどの場合には、単に栽培が不可能または困難だというだけではなく、その自生地の自然環境をまるごと保護しなければ、そのランの種としての保存が不可能だという場合が多々あります。このような場合には、保護すべき地域を法律によって指定し、その指定された地域全体について開発や破壊などから守るべき場合が出てきます。

このような自然環境それ自体を保護するために「ラムサール条約」が締結されました。

ワシントン条約、生物多様性条約及びラムサール条約は、自然保護に関する法体系の中

¹ 正確には、採取等によって地上部が完全に失われてしまったラン科植物でも、その種子、プロトコルム (protocorm, 原茎体)、リゾーム (rhizome, 匍匐茎)、バルブ (pseudobulb, 擬球茎) などが地中で眠っているかもしれないので、地上から完全に姿を消したとしても、その種が直ちに常に絶滅するというわけではありません。また、ラン科植物の中には再生能力が非常に強いものもあり、植物体の断片から再生してしまうこともあるということが実験室内でのプラスチック栽培の実例等によって証明されていますから、もし自然環境でも同じことが起きるとすれば、濫獲によって荒らされてしまった自生地でも断片からの再生があり得ることになります（ただし、普通の自然環境下では、菌類や小動物などに食べられたり分解されたりしてしまうことが多く、実際には断片から再生することは極めて稀有なことに属するのではないかと推定されます。）。

で、基本となる3条約であるとして理解されています。

名前だけは知っていても、条文をちゃんと読んだことのある人はかなり少ないでしょうし、「実際にはどのような条約なのか」について漠然としても知る機会は意外と少ないだろうと思われますので、この3つの条約について簡単に説明しようと思います。

5. ワシントン条約(CITES)

5.1 ワシントン条約(CITES)とは？

一般に「ワシントン条約」と呼ばれている条約の正式名称は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)」と呼ばれています。この英語の名称の頭文字の一部 (Convention on International Trade in Endangered Species) から「CITES」という略称がつけられました。

ワシントン条約 (CITES) は、商品としての生物の国際取引 (貿易) に関する条約ですので、日本国における主務官庁は、経済産業省になっています。

ワシントン条約 (CITES) の制定過程について、経済産業省は、次のように説明しています²。

1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図るため、野生動植物の輸出入等に関する条約採択会議の早期開催が勧告されました。

これを受け、アメリカ合衆国の主催により1973年にワシントンにおいて南アフリカ共和国、コスタ・リカ等81か国が参加して「野生動植物の特定の種の国際取引に関する条約採択のための全権会議」が開催され、同年3月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました (本条約は、ワシントンにおいて採択されたことから、ワシントン条約と呼ばれています。)。本条約は、1975年4月2日に所定の発効条件を満たし、同年7月1日に効力を生ずることとなりました。

我が国は、上記会議に出席し、1975年4月30日に本条約に署名しましたが、その後国内関係者の調整等を経て、1980年4月25日第91回通常国会において本条約の締結が承認され、1980年11月4日から発効しました。

本条約には、先進国及び発展途上国の多くが加盟しており、2010年12月現在で175か国・地域が締約国になっています。

² 経済産業省：貿易管理・ワシントン条約 (CITES)
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/

5.2 ワシントン条約(CITES)の適用対象

一般に、(条約を含め)法律や条例などの法規範では、その法規範の適用範囲を明確にするために、その法令で使う場合の用語の意味を定義していることがあります。

ワシントン条約(CITES)では、ラン科植物と関係あるものとしては、次のような定義が定められています。

第1条(a)

「種」とは、種若しくは亜種又は種若しくは亜種に係る地理的に隔離された個体群をいう。

第1条(b)

「標本」とは、次のものをいう。

(i) 生死の別を問わず動物又は植物の個体

(iii) 植物にあつては、附属書Ⅰに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるものうちそれぞれの種について附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲにより特定されるもの

第1条(c)

「取引」とは、輸出、再輸出、輸入又は海からの持込みをいう。

第1条(d)

「再輸出」とは、既に輸入されている標本を輸出することをいう。

第1条(e)

「海からの持込み」とは、いずれの国の管轄の下にない海洋環境において捕獲され又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送することをいう。

したがって、ワシントン条約(CITES)において、植物の「種」という場合には、CITES附属書に列挙されている種類の植物だけが、ワシントン条約(CITES)による規制対象とな

る植物であるとして限定的に解釈することになります。

また、「種の標本」という場合には、生きているものと死んでいるものを問いません。つまり、例えば、生きたランの苗（フラスコ苗の場合を含む。）等は「種の標本」の一種であることになります。日本語の一般的な用例としては、「標本」とは生物の死んだ個体を保存・展示するために固定したものを指すと理解するのが普通です。しかし、ワシントン条約（CITES）では、生きた個体と死んだ個体の両方を含むものとして「標本」という語を用いていることに留意すべきです。「ランの苗は生きていますから標本ではないと思った」と弁解しても、全く通用しません³。

そして、ワシントン条約（CITES）は、全ての取引行為を規制対象としているのではなく、国際的な取引だけを規制対象としており、国内での取引については何も定めていないことになります。

ワシントン条約（CITES）によって取引が規制される種の具体的な指定は、附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢによってなされます。

附属書Ⅰについて、ワシントン条約（CITES）は、「絶滅のおそれのある種であって取引による影響を受けており又は受けることのあるものを掲げる。これらの種の標本の取引は、これらの種の存続を更に脅かすことのないよう特に厳重に規制するものとし、取引が認められるのは、例外的な場合に限る」と定めています（CITES 2条1号）。また、附属書Ⅱについては、「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がなされないようにするためにその標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種及び (a)の種以外の種であって、(a)の種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなければならない種」を掲げるものと定められています（CITES 2条2号）。

さて、CITES の附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢに列挙されている植物のうち、ラン科植物に含まれる植物は次のとおりです⁴。

附属書Ⅰ

Aerangis ellisii（アエランギス・エルリスィイ）

Dendrobium cruentum（デンドロビウム・クルエントウム）

³ このことを、法学の世界では、一般に、「法律の錯誤（ほうりつのさくご）」といいます。それは、「刑罰法令の内容を知らなくても、それを知らないからといって処罰されないことはない」という意味です。もしそうでないとすれば、全く無学な人や法令を遵守しようとならない人は処罰されないという奇妙な結果になってしまうことでしょう。そのことを明らかにしている条文として、刑法 38 条 3 項があります。この条項では、「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を軽減することができる」と定めています。

⁴ 附属書Ⅲでは、ラン科植物が指定されていません。それは、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱによって全てのラン科植物を含むものとして指定されてしまっているからです。

Laelia jongheana (ライリア・ヨンゲアナ)⁵

Laelia lobata (ライリア・ロバタ)⁶

Paphiopedilum spp. パフィオペディウム属全種 [Asian slipper orchids, Slipper orchids]

Peristeria elata (ペリステリア・エラタ) [Holy Ghost orchid; Dove orchid]

Phragmipedium spp. フラグミペディウム属全種 [Slipper orchids, South American slipper orchids]

Renanthera imschootiana (レナンテラ・インスコオティアナ) [Red vanda orchid]

附属書 II

ORCHIDACEAE spp. ラン科全種 [Orchids] (附属書 I に掲げる種を除く。)

附属書 II ではラン科植物全てが指定されています。ただし、附属書 I では特に保護すべき種を指定しており最も厳重な規制が適用されますので、附属書 II のラン科植物の中から附属書 I で既に指定されている種が除かれているわけです。

一般に、日本だけでなく世界的な規模で、パフィオペディウム属 (*Paphiopedilum*) 及びフラグミペディウム属 (*Phragmipedium*) のランはとても人気があり、かなり大量の苗 (山どり品と栽培苗の両方を含む。) が流通していると思われますので、特に注意が必要ということになるでしょう。

5.3 ワシントン条約(CITES)による規制

附属書 I に掲げられている種の標本の取引については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とします (CITES 3 条 2 号)。また、附属書 I に掲げる種の標本の輸入については、事前に発給を受けた輸入許可書及び輸出許可書又は輸入許可書及び再輸出証明書を事前に提出することを必要とします (CITES 3 条 3 号)。そして、附属書 I に掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とします (CITES 3 条 4 号)。

同様に、附属書 II に掲げられている種の標本の取引についても、事前に発給を受けた輸出証明書 (CITES 4 条 2 号)、輸入証明書 (CITES 4 条 3 号) または再輸出証明書 (CITES 4

⁵ 英国王立植物園キューガーデン (Kew) により採用された種名は「*Cattleya jongheana* (Rchb.f.) Van den Berg, *Neodiversity* 3: 8 (2008)」であり、「*Laelia jongheana* Rchb.f., *Flora* 55: 158 (1872)」はその異名 (Synonym) という扱いになっています。

⁶ Kew により採用された種名は「*Cattleya lobata* Lindl., *Gard. Chron.* 1848: 403 (1848)」であり、「*Laelia lobata* (Lindl.) A.H.Kent in H.J.Veitch, *Man. Orchid. Pl.* 2: 74 (1887)」はその異名 (Synonym) という扱いになっています。

条 4 号) を事前に提出することを要します。

ところで、ワシントン条約 (CITES) は、国家と国家との間で締結される国際的な合意の一種としての条約 (日本国憲法 7 条 1 号, 61 条) の一種です。

一般に、条約は、国家と国家の間で拘束力をもつもので、国家と国民との間で直接に拘束力をもつものではありません。そのため、国が他国との間で条約を締結したときは、その条約を実施するための国内法令を制定し、国民に対しても条約で定めている内容と同じ内容で法的拘束力を発生させる必要があります。

ワシントン条約 (CITES) も条約の一種ですから、日本国がワシントン条約 (CITES) に加盟し、条約が有効に効力を発生させたというだけでは、直接に日本国民に対して法的義務などが発生するわけではありません。

そこで、ワシントン条約 (CITES) が定めている法的義務を日本国民にも及ぼすことができるようにするため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」が制定されました。

ワシントン条約 (CITES) 附属書 I で指定されている動植物は、種の保存法では「国際希少野生動植物種」として保護されています (種の保存法 4 条 4 項)。種の保存法 4 条 4 項で規定されている「国際希少野生動植物種」のうち、ワシントン条約 (CITES) 附属書 I に列挙されている種については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令 (種の保存法施行令)」の中で指定されています (種の保存法施行令別表第二)。

種の保存法に含まれている条項の中で、ワシントン条約 (CITES) 3 条及び 4 条の義務と関連する義務を定めているのは、種の保存法 15 条 2 項です。ワシントン条約 (CITES) に定める基本的義務については、種の保存法 15 条 1 項に規定されており、ワシントン条約 (CITES) に定める輸出証明書等に関しては、種の保存法 15 条 2 項に規定されています。

種の保存法第 15 条 (輸出入の禁止)

1 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) 第 48 条第 3 項又は第 52 条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

この種の保存法 15 条は概括的なことしか定めていません。特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等の輸出入に伴う細かい手続等に関しては、政令で定め

ることと規定されています（種の保存法 15 条 1 項）。この「政令」とは、種の保存法施行令のことを意味します。

種の保存法施行令第 3 条（個体等の輸出入の要件）

1 法第 15 条第 1 項の政令で定める要件は、輸出については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 輸出しようとする国内希少野生動植物種の個体等（法第 7 条の個体等をいう。以下同じ。）が、法第 9 条の規定に違反して同条の捕獲等をされ、又は法第 12 条第 1 項の規定に違反して同項の譲渡し等をされたものでないこと。

二 次のイ及びロのいずれにも該当する旨の環境大臣の認定書の交付を受けていること。

イ 輸出が、国際的に協力して学術研究又は繁殖をする目的とするものその他の特に必要なものであること。

ロ 輸出によって国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないこと。

2 法第 15 条第 1 項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であった器官又はその個体若しくはその個体の一部であった器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 第 1 項第 2 号の認定書の交付の手續その他同号の認定書に関し必要な事項は、環境省令で定める。

そして、種の保存法施行令第 3 条 1 項 2 号に規定する「認定書」については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（種の保存法施行規則）」8 条で定められています。

種の保存法施行規則第 8 条（認定書の交付の申請）

1 令第 3 条第 1 項第 2 号の認定書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 輸出しようとする個体等に係る次に掲げる事項

イ 種名

ロ 生きている個体，卵，はく製その他の標本，個体の器官，個体の器官の加工品又はその他の個体等の区分（個体の器官又はその加工品にあってはその区分及び名称）

ハ 数量

ニ 所在地

三 輸出の目的

四 仕向地

五 輸出の相手方の住所，氏名及び職業（相手方が法人の場合にあっては，主たる事務所の所在地，名称，代表者の氏名及び主たる事業）

六 輸送の方法（生きている個体の場合に限る。）

七 輸出の予定時期

八 輸出しようとする個体等を取得した経緯

九 輸出した個体を飼養栽培しようとする場合にあっては，その場所の所在地，飼養栽培施設の規模及び構造

十 輸出の目的を達成した後の個体等の取扱い

2 前項の申請書には，次の各号のいずれかに該当する書類を添付しなければならない。

一 法第 10 条第 5 項若しくは第 7 項の規定により交付を受けた許可証の写し又は法第 13 条第 1 項の許可を受けたことを証する書類

二 前号に掲げる書類を添付し難い場合にあっては，当該個体等を適法に取得したことを証する書類

これらの条項は主に輸出に関するものです。日本国内の希少なラン科植物が国外に流出することを防ぐため，厳重な手続きが定められていると理解することができます。

これに対し，違法に輸入された国外のラン科植物については，輸入行為が違反行為となるだけではありません（種の保存法 15 条 1 項）。輸入されたラン科植物の個体を他の者に売る行為（譲渡し等）も違法行為となります（同法 12 条）。この「譲渡し等」の中には，現実にランの苗と代金とを交換して売買する場合やインターネット上のネットオークションサイトなどで販売する行為などのように有償で譲渡する場合だけでなく，ただで分譲する行為などのように無償で譲渡する場合も含まれます。

種の保存法第 12 条（譲渡し等の禁止）

希少野生動植物種の個体等は，譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りで

ない。

- 一 次条第 1 項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合
 - 二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
 - 三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合
 - 四 第 9 条第 2 号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合
 - 五 第 20 条第 1 項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第 20 条の 3 第 1 項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合
 - 六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であって環境省令で定める場合
 - 七 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合
- 2 環境大臣は、前項第 6 号又は第 7 号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

これらの違反行為に対しては、罰則の適用があります（種の保存法 58 条）。

第 58 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 9 条、第 12 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 37 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 11 条第 1 項、第 14 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 40 条第 2 項の規定による命令に違反した者

以上のほか、種の保存法では、国内の希少動植物の取扱いについても数多くの条項を設けています。これについては、後述することになります。

5. 4 ワシントン条約違反として摘発された事例

2006 年 11 月、中国で山どりされたとみられるパフィオペディルムの苗を、国際速達郵便（EMS）を用いて中国から日本へと密輸し販売したとの容疑で、中国人留学生 3 名と

日本人会社員 1 名が逮捕されるという事件が発生しました⁷。

密輸されたパフィオペディルムの苗の山どり苗は、インターネットオークションに出品され、1 株数千円で延べ約 20 人に販売したとされています⁸。

パフィオペディルム属のラン全てが CITES 附属書 I で指定されていることも頷ける事件の一つかもしれません。

なお、種の保存法違反で起訴され有罪となった事例の圧倒的大多数は、植物ではなく動物に関するものです。

⁷ 中国産パフィオペディルムの密輸報道について（日本洋蘭農業協同組合，2006 年 10 月 14 日）

<http://homepage3.nifty.com/joga/Paph&media200610.pdf>

⁸ 絶滅危惧ランをネットで密売 3 中国人逮捕

J-CAST ニュース：2006/10/11

<http://www.j-cast.com/2006/10/11003319.html>